

村上市地域公共交通利便増進実施計画

令和6年9月

<目 次>

第1章 計画の目的及び関連計画の整理	1
1.1 本市の公共交通を取り巻く環境	2
1.2 計画策定の目的	2
1.3 計画期間及び実施区域	2
1.4 計画の位置付け	2
1.5 上位計画の方針等	3
1.6 計画の概要	4
第2章 事業の内容	7
2.1 利便増進事業の効果	8
2.2 事業全体の効果	9
2.3 事業内容及び事業主体	11
2.4 実施事業の概要	14
2.5 村上市による支援の内容	23
2.6 事業実施に必要な資金の額・調達方法	23
2.7 利便増進事業実施計画に関連して実施する事業	24



第 1 章 計画の目的及び関連計画の整理

1.1 本市の公共交通を取り巻く環境

本市の公共交通は、少子高齢化、人口減少、そして自家用車の普及により利用者が減少している一方、高齢者の免許返納後の公共交通利用の需要は増加しています。しかし、交通事業者には運転士不足や燃料費の高騰などの課題があり、事業の先行きに不安要素があります。これら諸課題に対応し、地域の公共交通を維持していくためには、社会の変化に応じた交通手段の選択や、自家用車を利用した有償旅客運送の活用を含む持続可能な公共交通の構築が必要です。

1.2 計画策定の目的

本計画は、地域公共交通のマスタープランである村上市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）に定める目指す将来像「いつまでも自分で自由に移動できるまち」を実現していくためのアクションプランとして、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するため作成するものです。

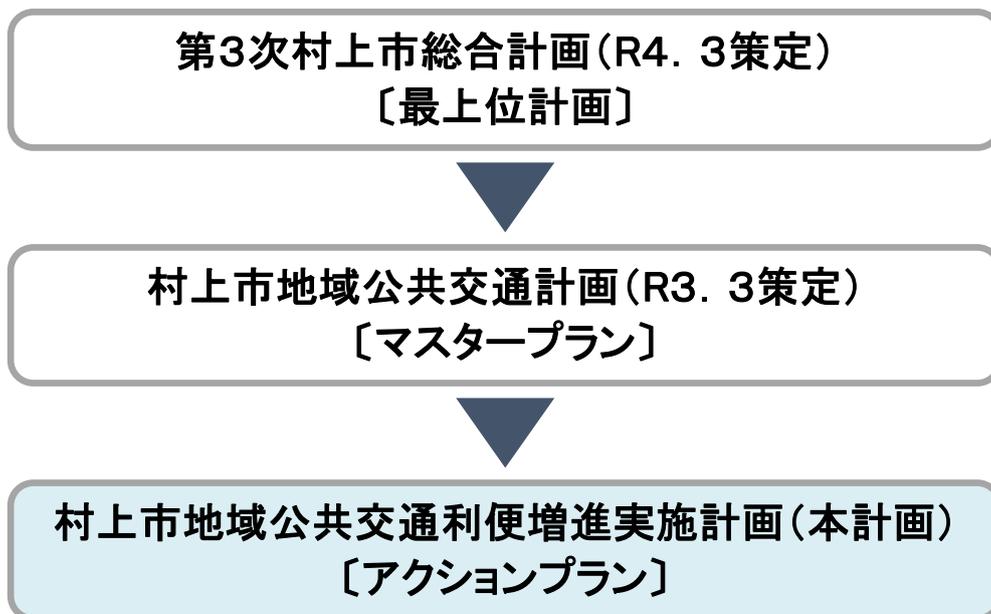
1.3 計画期間及び実施区域

- 計画期間：令和6年10月～令和8年3月
※利便増進事業の実施・検証に期間が必要なため公共交通計画の期間と調整
- 実施区域：村上市全域（1,174.17 km²）

1.4 計画の位置付け

- 本計画は、「交通政策基本法」「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下法）」を根拠法とし、本市の最上位計画である第3次村上市総合計画に即した公共交通計画を公共交通のマスタープランとした実施計画（アクションプラン）として位置付けます。

図 計画の位置づけ



1.5 上位計画の方針等

〔最上位計画〕

第3次村上市総合計画（計画期間：R4～R8 R4.3 策定）

○政策の方針「誰もが快適で自由に移動できるまちづくり」

- ① 路線バスやコミュニティバスなど、使う人のニーズに合わせた利便性や快適性の高い移動環境の充実を目指します。

〔主要施策〕

1 交通確保対策の維持及び利用促進

- ① 路線バスやコミュニティバス、各種のりあいタクシー、スクールバスなど、既存の交通資源の特性に応じた移動手段の活用と連携を構築し、運行の効率化と最適化を図ります。
- ② わかりやすい料金への見直しと通学割引制度の継続、高齢者の利用促進に向けた取組を進めます。
- ③ 地域の移動ニーズに合わせ、自家用有償旅客運送などの新たな公共交通を導入します。



〔公共交通のマスタープラン〕

村上市地域公共交通計画（計画期間：R3～R7年度 R3.3 策定）

○目指す将来像「いつまでも自分で自由に移動できるまち」

- 〔目標〕
1. 効率的で持続可能な公共交通の運行
 2. 市民の生活を支える利便性の高い公共交通ネットワークの形成
 3. 地域、交通事業者、行政の連携体制の構築

- 〔施策〕
1. バス路線の維持
 2. のりあいタクシーの利用促進
 3. 高速のりあいタクシーの利用促進
 4. 山北地区における公共交通の確保
 5. 利用しやすい車両の導入
 6. 既存施設を活用した待合環境の確保
 7. わかりやすい情報提供
 8. 観光・地域活性化との連携
 9. 公共交通を利用するきっかけづくり

1.6 計画の概要

運転士不足等によるバス路線の減便が避けられない状況下において、住民の利便性低下を最小限にとどめつつ、全体としての利便性向上を目指した事業を実施します。

路線バスの効率化を徹底し、利用の少ないバス路線のデマンド型乗合タクシーへの転換や既存ののりあいタクシーサービスの拡充を通じて交通空白地帯の発生を防ぎ、地域住民の移動の自由と社会参加の機会を確保し、誰もが安心して暮らせる交通インフラを提供します。また、運賃の簡素化や割引の拡充により利用者の経済的負担を軽減しつつ、初めて訪れる旅行者に対してもわかりやすい系統番号の導入などを通じて直感的で利用しやすい公共交通を実現します。

これらの取り組みによって、利便性の高い持続可能な公共交通の提供を具体化します。具体的に取り組む利便増進事業は公共交通計画で定めた施策のうち以下に示す4施策に関して実施します。

表 計画の概要

公共交通計画の施策	公共交通計画施策の概要	利便増進事業
1. バス路線の維持	路線バスの各系統やのりあいタクシーとの重複路線における系統の統廃合や運行時刻の見直しなど運行の効率化を進める。	①利用の少ないバス路線の統合や他の交通モードへの転換、及びJR村上駅からの二次交通を維持したうえで、さらに便性の向上を図る ②廃止代替バス ^{※1} をコミュニティバス ^{※2} へ転換し、より柔軟に市民ニーズを反映できる体制を構築する（公設民営化） ③交通モードの棲み分けと居住地による運賃格差を圧縮した、より分かりやすく使いやすい運賃へ変更し利便性の向上を図る
2. のりあいタクシーの利用促進	運賃のエリア統合等、分かりやすい利用料金への見直しなどにより利便性の向上を図る。	
3. 高速のりあいタクシーの利用促進	収支率を改善し持続可能な運行とするため、利用料金の見直しを行う。	
8. 観光・地域活性化との連携	主要な観光施設を巡るまちなか循環バスや村上総合病院を結ぶ路線バスの運行の効率化により村上駅からの二次交通の利便性向上を図る。	

※¹ 公費で赤字補填する方式の路線バス（市内で運行する新潟交通観光バス全路線が該当）

※² 村上市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）が事業主体となる

【参考】利便増進事業の内容

【事業内容】

- イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
 - ① 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更
 - ② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業[※]への転換
 - (i) 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換
 - (ii) 一の種類の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換
 - (iii) 一の種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転換
 - ③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
- ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
 - ① 運賃又は料金の設定
 - ② 運行回数又は運行時刻の設定
 - ③ 共通乗車船券の発行
- ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業
 - ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
 - ② 交通結節施設における乗降場の改善
 - ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
 - ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
 - ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
 - ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（別冊）

図 公共交通計画の体系

※下線部利便増進事業



第2章 事業の内容

2.1 利便増進事業の効果

利便増進事業を実施することにより得られる効果は以下とおりです。

表 利便増進事業の効果

利便増進事業	効果	公共交通計画の目標における位置づけ	法第2条第13号における区分
①利用の少ないバス路線の統合や他の交通モードへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ○利用の少ないバス路線の統合やデマンド型乗り合いタクシーへ転換し利用者の利便性向上を図る ○路線バス運行事業者（新潟交通観光バス株）の運転士不足等の課題解決と利便性の維持向上の両立を図る 	評価指標①	イ（1）
②廃止代替バスをコミュニティバスへ転換しゾーン制運賃を導入。より柔軟に市民ニーズを反映できる体制を構築する	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスへの転換により、利用者にわかりやすい料金体系（ゾーン制運賃）とキャッシュレス決済サービスを提供し利用者の利便性向上を図る ○バス路線に系統番号を付番することにより初めて訪れる旅行者に対しても直感的で利用しやすい公共交通を提供する 	評価指標①、③	ロ（1）、ハ（法施行規則第9条の3第7号に該当）
③交通モードの棲み分けと居住地による運賃格差を圧縮した、より分かりやすく使いやすい運賃へ変更し利便性の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の利便性に応じた料金体系とすることで交通モードの棲み分けが図られ持続可能な公共交通となる ○分かりやすく使いやすい運賃体系へ見直すことにより利用者の利便性が向上する ○居住地による運賃の格差を圧縮することにより、より公平な公共交通を提供できる 	評価指標②、③	ロ（1）

2.2 事業全体の効果

利便増進事業に対応した達成度を評価する数値目標を以下のとおり設定します。なお、数値目標は地域公共交通計画で示す目標値となります。

評価指標① 公共交通への補助額		
目標値	現況値（令和元年度） ^注	目標値（令和7年度）
		2.4億円
指標の算出方法	○市内公共交通への補助額（行政負担額）の合計。	
現況値の算定根拠	○路線バス（委託バスを含む）、のりあいタクシーの補助額（地域公共交通確保維持事業等を含めた交通事業者へ委託料）の合計。 ・対象期間：平成30年10月～令和元年9月	
目標値の考え方	○新たな公共交通の運行や、ニーズに応じた運行内容の見直しを実施しても、現況値の補助額以下となる運行を目指します。	

評価指標② 公共交通の収支率		
目標値	現況値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
		路線バス等：12% のりあいタクシー：9%
指標の算出方法	○収支率 $\text{収入額} \div \text{支出額} \times 100$ ○収入額 路線バス等：実績経常収入（のりあいタクシー：運賃収入） ○支出額 路線バス等：実績経常費用（のりあいタクシー：運行経費）	
現況値の算定根拠	○路線バス等（まちなか循環バス、せなみ巡回バス含む）全系統の平均収支率。 ○のりあいタクシー全路線の平均収支率。 ・対象期間：平成30年10月～令和元年9月	
目標値の考え方	○重複運行の改善等の運行効率化を図りながら、ニーズに合わせた運行内容の見直しによる利便性向上や利用促進に取り組み、利用者数を増加させることで収支率の向上を目指します。	

注）令和2年度（令和元年10月～令和2年9月）は、新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請等の影響があり、各種公共交通機関の利用が著しく減少したため、令和元年度（平成30年10月～令和元年9月）を算定時の基礎数値に設定した。

評価指標③ 1人当たり年間利用回数		
目標値	現況値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
		2.5回/人
指標の算出方法	<p>○1人当たりの年間利用回数 公共交通の利用者数÷人口</p> <p>○公共交通の利用者数 路線バス、コミュニティバス、各種のりあいタクシー、自家用有償旅客運送の利用者数</p> <p>○人口 住民基本台帳の人口（4月1日現在）</p>	
現況値の算定根拠	<p>○路線バス、まちなか循環バス、せなみ巡回バス、各種のりあいタクシーの利用者数の合計を人口で割った値。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間：平成30年10月～令和元年9月 ・年間利用回数：151,237回 ※各公共交通の利用者数はp.25～28参照。 ・人口：59,822人（住民基本台帳 平成31年4月1日現在） 	
目標値の考え方	<p>○公共交通の利便性向上や利用促進により、市民1人当たりの利用回数の増加を目指します。</p> <p>※人口は、令和7年将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）より53,705人と仮定すると、年間利用回数は161,115回（月当たり：13,426回、日当たり：441回）と推計される。</p>	

注) 令和2年度（令和元年10月～令和2年9月）は、新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請等の影響があり、各種公共交通機関の利用が著しく減少したため、令和元年度（平成30年10月～令和元年9月）を算定時の基礎数値に設定した。

2.3 事業内容及び事業主体

- 1) 路線バスは新潟交通観光バスの自主運行路線から活性化協議会が事業主体となるコミュニティバスへ転換（公設民営化）（事業 No, 1～14）
- 2) 持続可能な運行を維持するため運行事業者の運転士不足や労働時間の改善を踏まえたダイヤへ再編成（事業 No, 1～18）
- 3) 初めて訪れる旅行者に対してもわかりやすい系統番号を付番し直感的で利用しやすい公共交通を実現（事業 No, 1～18）
- 4) バス運賃の簡素化（対キロ制運賃からゾーン制運賃へ変更）により利用者負担を軽減しつつ分かりやすく使いやすく変更（事業 No, 1～18）
- 5) 利用の少ない系統のバスを他系統と統合（事業 No, 15、16）
- 6) 利用の少ない系統のバスをデマンド型乗り合いタクシーへ転換（事業 No, 19）
- 7) デマンド型乗合タクシー運賃の居住地による運賃格差の圧縮を図り、分かりやすく使いやすい運賃へ変更（事業 No, 19～24）
- 8) デマンド型乗合タクシーサービスを拡充し交通空白地帯の発生を防ぐとともに高齢者や一人では外出が難しい方の外出の機会を創出

（事業 No, 19～24）

下線部利便増進事業による変更箇所。全て4条乗合として運行。

事業 No,	変更前					変更後					
	交通モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃	交通モード	系統名 系統番号	事業主体	運行事業者	運賃	その他
1	路線バス	村上営業所－猿沢－北中線	新潟交通観光バス	新潟交通観光バス	対キロ制運賃	路線バス	北中線 <u>K</u>	活性化協議会	新潟交通観光バス	<u>ゾーン制運賃</u>	
2	路線バス	村上営業所－村上総合病院・猿沢－北中線	新潟交通観光バス	新潟交通観光バス	対キロ制運賃						
3	路線バス	村上営業所－猿沢－塩野町車庫前線	新潟交通観光バス	新潟交通観光バス	対キロ制運賃	路線バス	塩野町線 <u>S I</u>	活性化協議会	新潟交通観光バス	<u>ゾーン制運賃</u>	
4	路線バス	村上営業所－村上総合病院・猿沢－塩野町車庫前線	新潟交通観光バス	新潟交通観光バス	対キロ制運賃						
5	路線バス	村上営業所－岩沢－大須戸線	新潟交通観光バス	新潟交通観光バス	対キロ制運賃	路線バス	大須戸線 <u>O</u>	活性化協議会	新潟交通観光バス	<u>ゾーン制運賃</u>	
6	路線バス	村上営業所－村上総合病院・岩沢－大須戸線	新潟交通観光バス	新潟交通観光バス	対キロ制運賃						

第2章 事業の内容

下線部利便増進事業による変更箇所

事業 No	変更前					変更後					
	交通 モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃	交通 モード	系統名 系統番号	事業主体	運行事業 者	運賃	その他
7	路線 バス	村上営業所－岩沢－ 高根線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃	路線バ ス	高根線 T	活性化協議 会	新潟交通 観光バス	ゾーン 制運賃	
8	路線 バス	村上営業所－村上総 合病院・岩沢－高根線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃						
9	路線 バス	村上営業所－布部－ 縄文の里朝日線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃	路線バ ス	縄文の里朝日線 J	活性化協議 会	新潟交通 観光バス	ゾーン 制運賃	
10	路線 バス	村上営業所－村上総 合病院・新町－縄文の 里朝日線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃						
11	路線 バス	村上営業所－新町－ 縄文の里朝日線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃						
12	路線 バス	(巡回)村上営業所－ 松喜和・安良町－村上 営業所線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃	路線バ ス	岩船巡回 I	活性化協議 会	新潟交通 観光バス	ゾーン 制運賃	統合に より3便 /週増便
13	路線 バス	(巡回)村上営業所－ 松喜和・安良町入らず －村上営業所線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃						
14	路線 バス	(巡回)村上駅前－松 喜和・安良町－村上営 業所線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃						
15	路線 バス	村上営業所－村上総 合病院・安良町－小岩 内線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃	※岩船巡回 I へ統合					
16	路線 バス	村上営業所－村上総 合病院・安良町－岩船 駅前線	新潟交通観 光バス	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃	※岩船巡回 I へ統合					
17	路線 バス	まちなか循環バス	活性化協議 会	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃	路線バ ス	まちなか循環 C	活性化協議 会	新潟交通 観光バス	ゾーン 制運賃	
18	路線 バス	せなみ巡回バス	活性化協議 会	新潟交通観 光バス	対キロ 制運賃	路線バ ス	せなみ巡回 SE	活性化協議 会	新潟交通 観光バス	ゾーン 制運賃	

下線部利便増進事業による変更箇所

事業 No	変更前					変更後					
	交通 モード	系統名等	事業主体	運行事業者	運賃	交通 モード	系統名 系統番号	事業主体	運行事業 者	運賃	その他
19	路線 バス	村上営業所－村上総合病院・安良町－寒川線	新潟交通観光バス	新潟交通観光バス	対キロ制運賃	<u>のりあいタクシー</u>	寒川－村上のりあいタクシー	活性化協議会	はまなす観光タクシー	<u>のりあいタクシー運賃</u>	交通モード転換
20	のりあいタクシー	荒川・神林のりあいタクシー	活性化協議会	藤観光タクシー	対キロ制運賃	のりあいタクシー	荒川・神林のりあいタクシー	活性化協議会	藤観光タクシー	<u>のりあいタクシー運賃</u>	乗降場所追加、割引拡充
21	のりあいタクシー	神林地区通院対応のりあいタクシー	活性化協議会	岩船タクシー	対キロ制運賃	のりあいタクシー	神林地区通院対応のりあいタクシー	活性化協議会	岩船タクシー	<u>のりあいタクシー運賃</u>	便・乗降場所追加、割引拡充
22	のりあいタクシー	朝日地区通院対応のりあいタクシー	活性化協議会	瀬波タクシー	対キロ制運賃	のりあいタクシー	朝日地区通院対応のりあいタクシー	活性化協議会	瀬波タクシー	<u>のりあいタクシー運賃</u>	便・乗降場所追加、割引拡充
23	のりあいタクシー	村上地区通院対応のりあいタクシー	活性化協議会	はまなす観光タクシー	対キロ制運賃	のりあいタクシー	村上地区通院対応のりあいタクシー	活性化協議会	はまなす観光タクシー	<u>のりあいタクシー運賃</u>	便・乗降場所追加、割引拡充
24	のりあいタクシー	高速のりあいタクシー	活性化協議会	藤観光タクシー、岩船タクシー、瀬波タクシー、はまなす観光タクシー	対キロ制運賃	のりあいタクシー	高速のりあいタクシー	活性化協議会	藤観光タクシー、岩船タクシー、瀬波タクシー、はまなす観光タクシー	<u>のりあいタクシー運賃</u>	乗降場所追加、割引拡充

2.4 実施事業の概要

【利便増進事業①(利用の少ないバス路線の統合や他の交通モードへの転換)】

利用の少ないバス路線の統合や他の交通モードへの転換、及び JR 村上駅からの二次交通を維持したうえで、さらに利便性の向上を図る

【説明】

利用の少ない新潟交通観光バスのバス路線（村上営業所－村上総合病院・安良町－小岩内線及び村上営業所－村上総合病院・安良町－岩船駅前線）を岩船巡回に統合のうえ、岩船巡回の増便により利便性を向上させるとともに、統合により短縮となる区間は、のりあいタクシー（神林地区通院対応のりあいタクシー）の運行便数及び乗降場所の追加により利便性向上の向上を図る。

また、村上営業所－村上総合病院・安良町－寒川線をデマンド型乗り合いタクシーへ転換し、交通事業者の運転士不足などへの対応したうえで当該地域の交通空白地帯の発生を防ぐとともに運行の効率化と財政負担の縮減を図る。

表 岩船巡回の一週間当たり運行便数比較

系統名 (事業 No.)	事業実施前	事業実施後	合計
岩船巡回 (12, 13, 14)	10便/日(月～金) 8便/日(土日) (66便/週)	12便/平日 9便/土曜 (99便/週)	(増)3便/週
岩船駅線 (15)	4便/日(月～金) 2便/日(土～日) (24便/週)	0	(減)24便/週
小岩内線 (16)	2便/日(月～金) (10便/週)	0	(減)10便/週

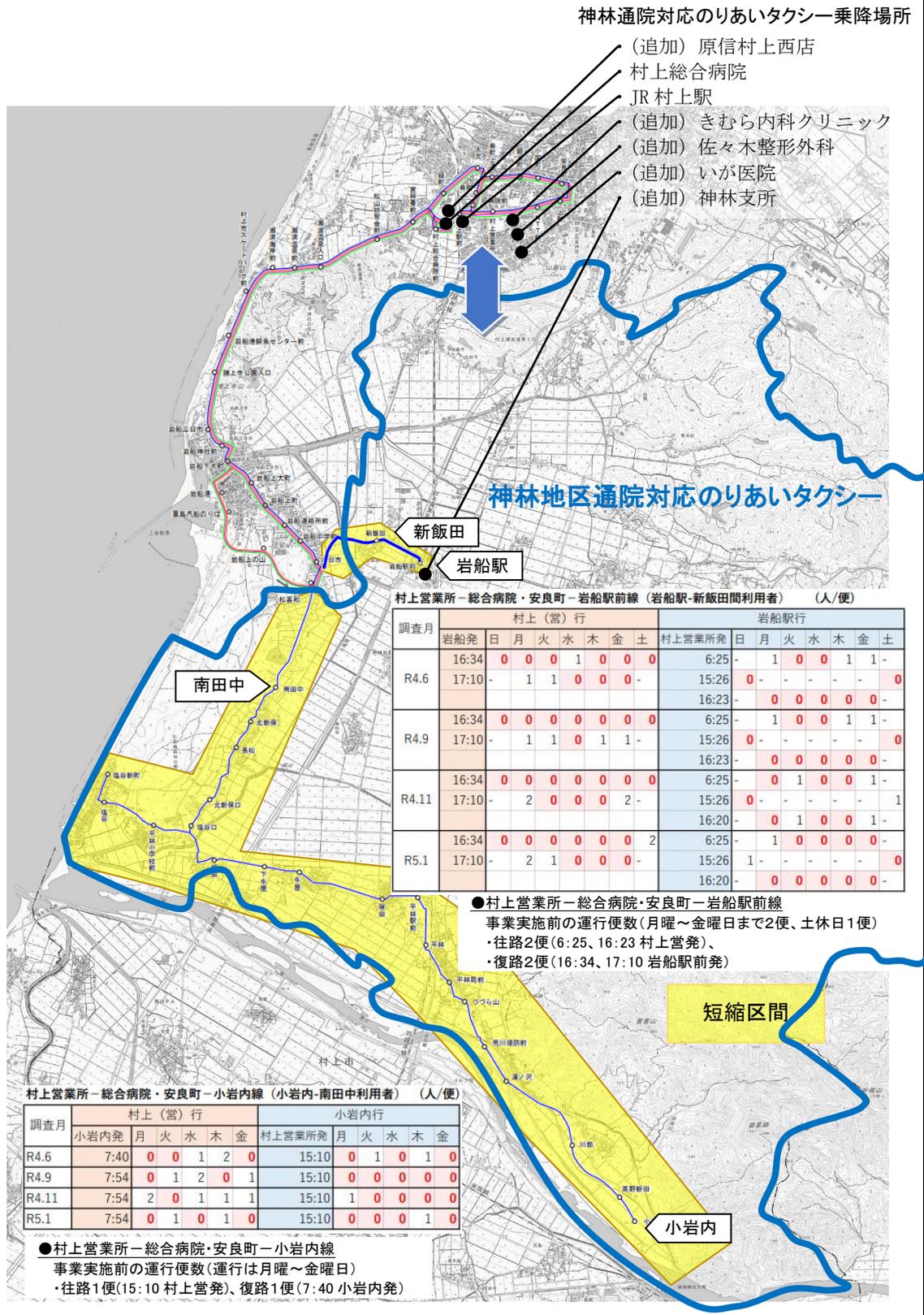
表 神林地区通院対応のりあいタクシー比較表

	事業実施前	事業実施後 (下線変更箇所)
神林地区通院対応のりあいタクシー	<p>【乗降場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原信村上インター店 (帰り2便火・木限定) <p>・村上総合病院ほか</p> <p>【運行便】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9:00 村上総合病院着 11:30 村上総合病院発 13:00 村上総合病院発 	<p>【乗降場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(利用が無いため削除)</u> <u>神林支所 (追加)</u> <u>原信村上西店 (追加)</u> <u>いが医院 (追加)</u> <u>佐々木整形外科 (追加)</u> <u>きむら内科クリニック (追加)</u> <p>・村上総合病院ほか</p> <p>【運行便】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9:00 村上総合病院着 <u>11:20 村上総合病院着(増便)</u> 11:30 村上総合病院発 13:00 村上総合病院発

〔利用の少ない路線の統合（岩船巡回）〕

村上営業所－総合病院・安良町－岩船駅前線及び村上営業所－総合病院・安良町－小岩内線の両路線の利用の少ない区間を短縮したうえで岩船巡回へ統合。短縮となる区間はのりあいタクシー（神林地区通院対応のりあいタクシー）の運行便数及び乗降場所の追加により利便性向上の向上を図る。

図 岩船巡回統合箇所



【路線バスからデマンド型乗合タクシーへの転換（村上寒川線）】

平日は2往復（4便/日）運行しているが、利用者は寒川発 7:07 村上(営)発 12:00 の便に比較的多く、平均でも最大で 4.8 人/便であり、利用者がいない便もある。また、村上駅や村上総合病院前の停留所での乗降が多く、通院などに利用されているため、デマンド型乗合タクシーへのモード転換を図り、利用者の利便性向上と運行効率化を図る。

図 村上寒川線の利用実績

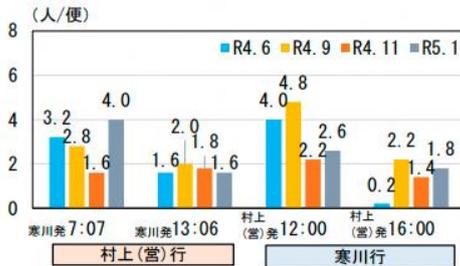


表 村上寒川線の利用者0人の便

調査月	村上(営)行					寒川行						
	寒川発	月	火	水	木	金	村上(営)発	月	火	水	木	金
R4.6	7:07	2	4	2	3	5	12:00	3	5	5	3	4
	13:06	1	3	2	1	1	16:00	0	1	0	0	0
R4.9	7:07	1	0	6	4	3	12:00	5	2	5	3	9
	13:06	2	1	2	1	4	16:00	3	1	3	2	2
R4.11	7:07	3	1	0	3	1	12:00	3	3	1	3	1
	13:06	2	0	3	1	3	16:00	1	1	2	0	3
R5.1	7:07	5	3	4	4	4	12:00	3	3	3	3	1
	13:06	3	0	0	4	1	16:00	4	1	0	3	1

図 交通モードの転換

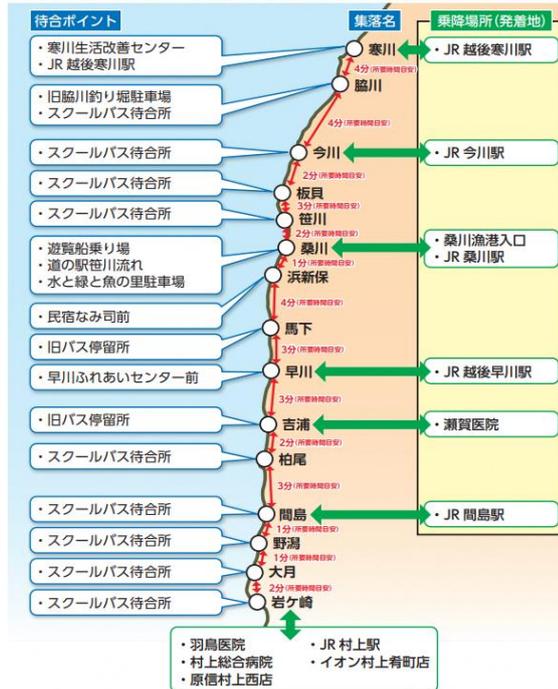
事業実施前(路線バス)



事業実施後(デマンド型乗合タクシー)

■待合ポイント(旧路線バス停留所など)

※ご自宅前まで行けない場合は以下の待合ポイントで乗降していただきます



■運行日:

月~金(土日、祝日、12/29~1/3 連休)

■運行時刻の目安

	行き	帰り	予約受付時間
1便	8:00 寒川発	12:00 村上発	利用日の1週間前から、 出発の1時間前まで。 ※行き1便の当日予約 はできません。
2便	13:00 寒川発	16:00 村上発	

【運賃】

(例) 寒川-村上総合病院 680 円

【運賃】

(例) 寒川-村上総合病院 600 円

〔実施時期〕

- ・岩船巡回への路線統合：令和6年10月
- ・路線バス（村上寒川線）をデマンド型乗合タクシーへ転換：令和6年10月

〔(参考) 路線バス再編による財政負担縮減効果〕

単位：千円

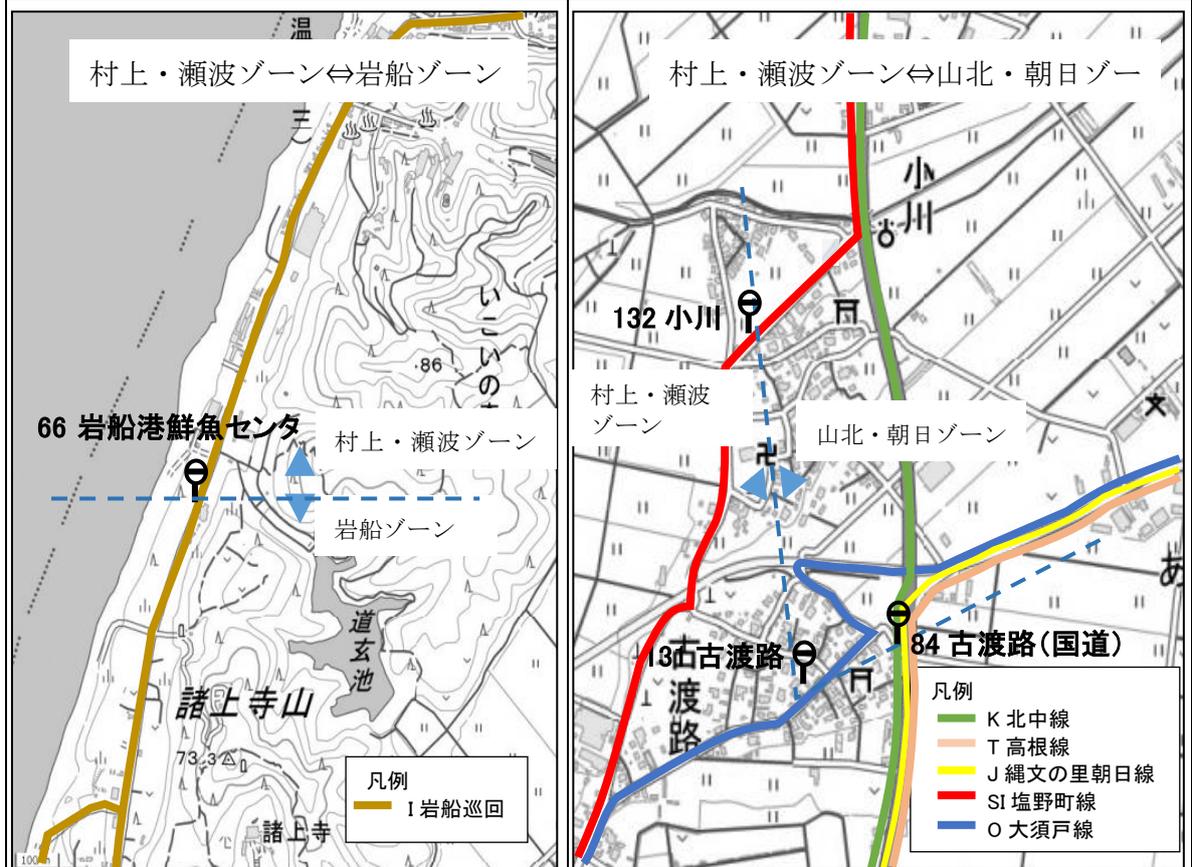
交通モード 財政負担	令和6年度 当初...a	令和7年度 試算...b	圧縮見込額 ...c=b-a
路線バス	151,881	133,289	18,592
乗合タクシー（交通モード転換分）	0	4,229	4,229
合計	151,881	137,518	-14,363

〔系統番号付番〕

公設民営化にあわせて、初めて訪れる旅行者に対してもわかりやすい系統番号の導入などを通じて直感的で利用しやすい公共交通を提供し利便性の向上を図る。



図 ゾーン境界バス停



国土地理院地図を基に作成

- 村上・瀬波ゾーン⇔岩船ゾーン
- バス停名・系統名
- ・岩船港鮮魚センター前バス停_I

- 村上・瀬波ゾーン⇔山北・朝日ゾーン
- バス停名・系統名
- ・古渡路（国道）_K,T,J,SI
- ・小川_SI
- ・古渡路_O

〔実施時期〕

- ・コミュニティバスへ転換及びゾーン制運賃の導入：令和6年10月
- ・バス車両に系統番号表示：令和7年度予定

【利便増進事業③(交通モードの棲み分けと運賃変更による利便性向上)】

交通モードの棲み分けと居住地による運賃格差を圧縮した、より分かりやすく使いやすい運賃へ変更し利便性の向上を図る

【説明】

- ・のりあいタクシーはこれまでの対キロ制運賃から目的地まで6km未満300円、6km以上600円とする2区分に改定
- ・高速のりあいタクシーは発地により2通りだった運賃を1,000円に統一

図 運賃改定イメージ

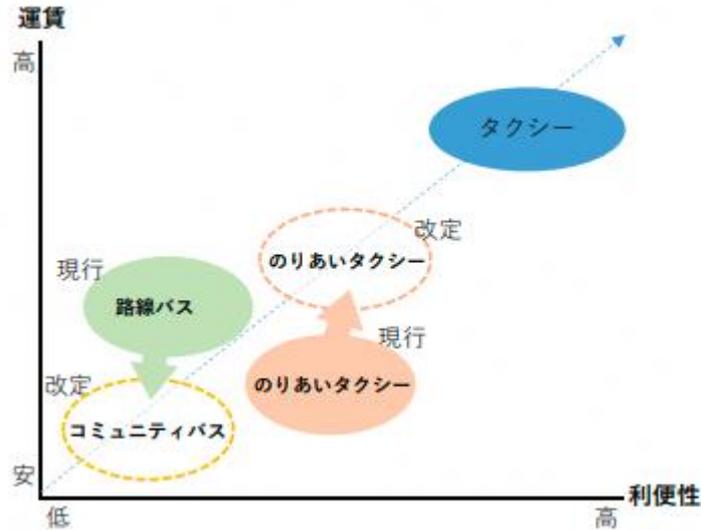


表 交通モード別運賃

路線バス				のりあいタクシー						(参考) タクシー	
事業者運行路線バス		コミュニティバス		のりあいタクシー			高速のりあいタクシー			料金試算	
現行		改定		現行		改定		現行		新潟B (2023)	
km	円	区間	円	km	円	円	発着地	円	円	km	円
1kmまで	160	1	100	1kmまで	100		荒川・神林	800	1,000	1.03kmまで	600
2	160	※区間を跨ぐごとに100円加算(ゾーン制運賃)		2	200	300	村上・朝日	1000		2	900
3	180		3	300	300				3	1,400	
4	210		4	400					4	1,800	
5	250		5	500					5	2,200	
6	290		5~10kmまで	600					6	2,600	
11	460		11~15km	900	600				11	4,700	
16	600	16km以上	1,200					16	6,700		

〔のりあいタクシー運賃〕

表 事業実施前後運賃例(神林通院対応のりあいタクシー)

エリア 乗降場所 運賃	村上総合病院		JR村上駅		原信村上インター店			
	村上総合病院		JR村上駅		原信村上インター店			
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後		
村落	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後		
神林地区	松沢	600円	600円	600円	600円	600円	600円	
	岩野沢	600円		600円		600円		
	山田	600円		600円		500円		
	飯岡	600円		600円		500円		
	桃川	600円		600円		400円		
	河内	900円		900円		600円		
	南大平	600円		600円		600円		
	指合	600円		400円		300円		
	殿岡	500円		300円		500円		200円
	小出	600円		400円		300円		
	有明	600円	600円	400円	300円			
	里本庄	600円	500円	300円	200円			
	山屋	400円	300円	300円	100円			
	上助測	400円	300円	300円	100円			
	下助測	300円	300円	300円	100円			
	志田平	200円	200円	200円	200円			
	七湊	100円	100円	100円	200円			
	小岩内	900円	600円	900円	600円	900円	600円	
	川部	900円		900円		600円		
	湯ノ沢	900円		900円		600円		
	葛籠山	600円		600円		600円		
	平林	600円		600円		600円		
	宿田	600円		600円		600円		
	牛屋	600円		600円		600円		
	福田	600円		600円		600円		
	北新保	600円		600円		600円		
	赤松	600円		600円		600円		
	長松	600円	600円	600円				
	塩谷	600円	600円	600円				
	南田中	600円	600円	600円	500円			
	牧目	600円	600円	600円	500円			
	九日市	600円	600円	600円	400円			
松喜和	600円	600円	600円	500円				
今宿	500円	300円	500円	300円				
大塚	500円	500円	500円	300円				
潟端	600円	600円	400円	300円				
高御堂	500円	300円	500円	300円				
小口川	500円	300円	500円	400円				
新飯田	500円	500円	500円	400円				
岩船駅前	500円	500円	500円	400円				

〔実施時期〕

- ・運賃改定 (のりあいタクシー) : 令和6年10月

2.5 村上市による支援の内容

1) 公共交通の維持確保に対する支援

- ・公共交通の維持確保のため財政的支援を行います（生活交通確保対策補助金）
- ・交通事業者、公共交通利用者やまちづくり関係者など様々な立場の者が集まり地域の交通を考えるプラットフォーム構築及び運営を支援します

2) 利用者支援

- ・路線バスに GTFS を整備し、利用者の利便性向上を図ります
- ・路線バスに 誰にでもわかる数字やアルファベットを用いた『系統番号』を付番し、地理や地名に不慣れな方、漢字の読めない子供や外国の方もバスを利用しやすくします
- ・運賃体系を分かりやすく使いやすい運賃に改めます
- ・路線バスの定期券をデジタル化し利用者の DX を支援します
- ・一人では公共交通を利用することが困難な方のための介添人無料など運賃の割引を拡充して外出機会の創出を支援します

3) 広報活動

- ・市広報誌、ホームページ、SNS 等を活用した積極的な PR を行うとともに、合せて電子申請システムを活用して利用者の声を拾い上げ施策に反映させていくことにより、市民にとって身近な公共交通を目指す。

2.6 事業実施に必要な資金の額・調達方法

本計画により運行する事業には国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業_地域内ライダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、公共交通の維持存続を図ります。

表 事業実施に必要な額

(単位：千円)

事業名	運行（事業）経費	運賃収入	国庫補助金	村上市支出
コミュニティバス	145,870	9,164	8,890	131,349
のりあいタクシー	30,256	8,410	0	21,845
高速のりあいタクシー	16,231	3,136	0	13,095
コミュニティバス系統番号表示事業	180	-	0	180

※事業費試算期間年度令和6年10月から令和7年9月

※金額については見込額であり、記載のとおり支出・調達とならない可能性がある

2.7 利便増進事業実施計画に関連して実施する事業

公共交通計画上の施策体系	事業名	事業概要	上段：実施主体 下段：実施時期
事業 1-1	路線バスの運行効率化	廃止代替バスの公設民営化により運行の効率化を図る。利便増進事業対象系統以外においても、住民の利便性低下を最小限にとどめつつ、便数・ダイヤ等を調整する。	活性化協議会 令和6年10月から実施
事業 1-3	学生や高齢者の運賃割引等の検討	運賃割引を拡充し外出の機会を創出する。	活性化協議会 令和6年10月から実施
事業 2-1	のりあいタクシーの運行効率化	既存のデマンド型乗合タクシーの拡充を通じて交通空白地帯の発生を防ぐ	活性化協議会 令和6年10月から実施
事業 7-2	経路検索のためのデータ整備	「標準的なバス情報フォーマット(GTFS)」を整備・公開	活性化協議会 令和4年3月から継続実施